

救急隊員の労務管理

1. 検討事項

(1) 救急隊員の業務負荷の軽減

救急出動件数の増加や、連続出動により救急活動時間の延伸により、十分な食事時間や休憩時間が取れないケースがある。また、救急隊に求められる業務は、救急出動以外にも多岐にわたる。今後も高齢化の進展に伴い、救急需要が増え続けることが予想されている中、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から、適正な労務管理について検討する。

(2) 女性救急隊員が活動しやすい方策

全国の消防本部において現場活動の中では、救急隊における女性職員の比率が高いことから、消防における女性職員の更なる活躍の観点からも、女性救急隊員がより活動しやすい方策について検討する。

2. 検討結果（中間報告）

全国の消防本部における救急隊員の労務管理や女性消防職員が活動しやすい取組状況を把握した上で、効果的な取組について検討するため、アンケートを実施した。

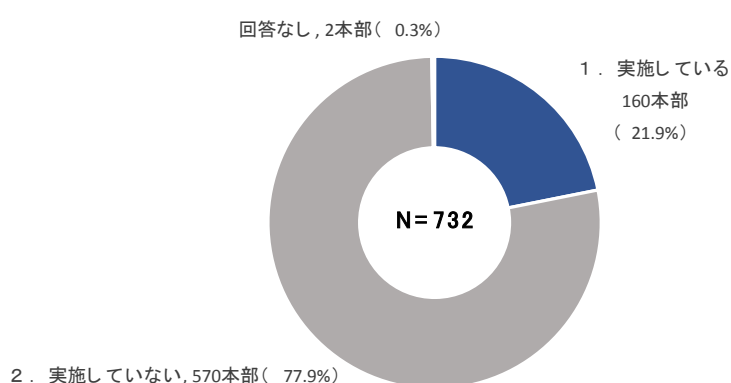
調査結果は、下記のとおりである。

(1) 救急隊員の労務管理について

①救急隊員の労務負担に対する取組の実施状況

全国 732 消防本部に対して「救急隊員の労務負担に対する取組を実施しているか」尋ねたところ、救急出場件数の多い消防本部を中心に、2割以上の消防本部が取組を実施しているという回答であった。

図表 3－1 救急隊員の労務負担に対する取組の実施状況



②救急隊員の交替勤務の取組

救急隊員の労務負担に対する取組を実施している 160 消防本部に対して「救急隊員の交替勤務（ローテーション）など、どのような工夫をしているか」尋ねたところ、136 消防本部から回答があった。また、14 消防本部については要綱等を定めているとの回答があった。

【救急隊員の交替勤務（ローテーション）の主な取組】

【事例1】

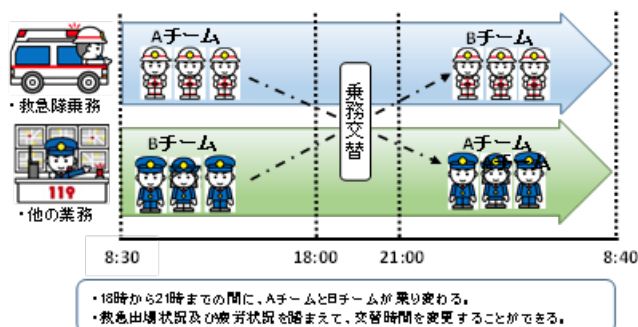
○東京消防庁(東京都)

4名配置制による交替乗務の取組や救急隊1隊（救急車1台）に対し、2つのチームを指定し、交替時間を定めてチームを交替する取組、自己所属において出動件数の多い救急隊と比較的少ない救急隊の配置を相互に入れ替える取組など、救急隊員の労務負担の軽減のための対応策を実施している。

実施隊	交替乗務方策
4名配置制による交替乗務	・年間の出動件数、活動時間等を踏まえて実施隊を指定 ・配置された4名のうち3名で編成し、1名は他隊に編成することなく、救急事務処理等に従事する。
基準時間※1以上の本署救急隊	・本署2チーム制(例) ・本署2チーム制に準じた救急隊とポンプ隊による交替
基準時間※1以上の出張所の救急隊	・兼務隊員を活用したローテーションによる交替 ・本署2チーム体制に準じた救急隊とポンプ隊による交替

※1 前年の1日の平均救急活動時間が15時間30分

(例2) 本署2チーム制による交替例(勤務時間8:30～翌8:40)



【事例2】

○横浜市消防局(神奈川県)

- ① ジョブローテーション（消防隊との乗換等）
労務負担が多い職員を、比較的労務負担の少ないポジションに計画的に変更することにより、負担の平準化を図る。
- ② 救急隊4名運用
当直中の救急隊編成人員を4名とし、ローテーションで1名を残置させ事務処理等を実施する。
- ③ 救急隊5名配置
救急隊の配置人員を5名とし、救急隊乗務回数や業務の分担を図る。

③救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化方策の取組

救急隊員の労務負担に対する取組を実施している 160 消防本部に対して、「救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化など、実施しているか」尋ねたところ、16 消防本部が救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化などを実施しているという回答であった。

【活動時間の平準化の主な取組】

【事例 1】同一所属内で出場件数に差がある救急隊を相互に入れ替える方策 ○東京消防庁(東京都)

実施隊	交替乗務方策
所属内で出動件数の差がある救急隊	・移動隊運用(例)

(例) 所属内で出動件数の差がある救急隊の移動隊運用

The diagram illustrates the movement of fire trucks between two locations: A Fire Station (A消防署, 3,000 units) and B Outpost (B出張所, 2,000 units). A double-headed arrow indicates the exchange of vehicles between the two locations.

24時間勤務 救急隊名	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
α救急隊	A消防署	B出張所	A消防署	B出張所	A消防署
β救急隊	B出張所	A消防署	B出張所	A消防署	B出張所

※2 1日(24時間勤務)単位等で交替

【事例 2】出動件数による優先出動隊の交替

○高山市消防本部(岐阜県)

本署に救急隊が 2 隊配置されており、出動件数(3 件)によって優先出動させる救急隊を交替させる。

(例) 第 1 救急隊が 3 件優先出場した後、第 2 救急隊と入れ替わり、3 件優先出動したら、再び、第 1 救急隊と入れ替わる。

【事例 3】時間帯による優先出動隊の交替

○千歳市消防本部(北海道)

本署に救急隊が 2 隊配置されている場合において、時間帯によって優先出動させる隊を交替させる。

(例) 8 時 45 分から 20 時までは A 救急隊が優先出動、20 時から翌 8 時 45 分までは、B 救急隊が優先出動

④救急需要に応じた弾力的な部隊運用

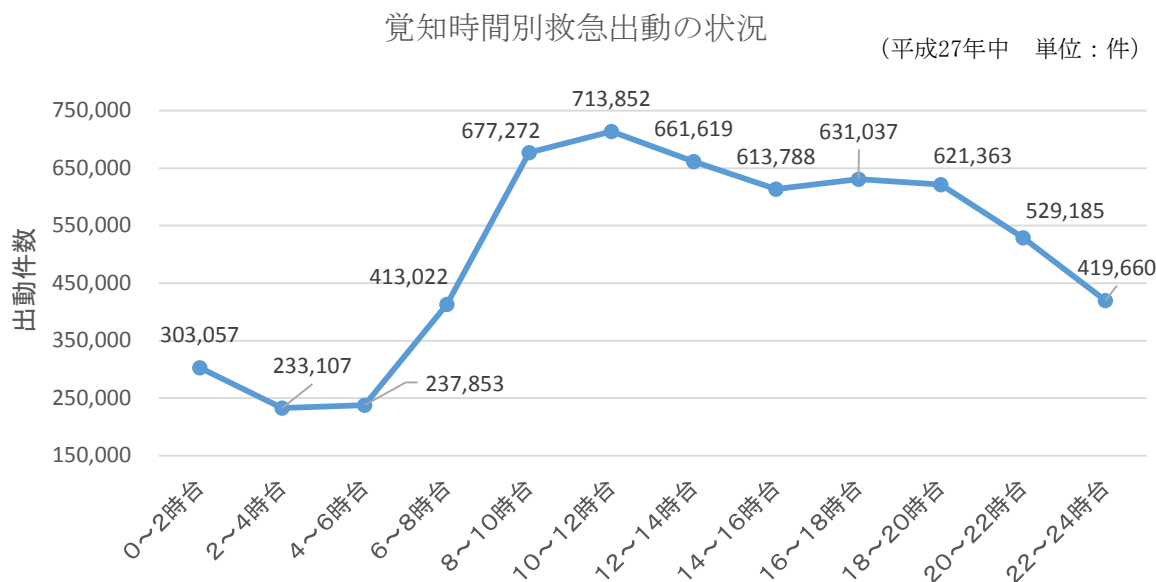
救急需要に応じた弾力的な部隊運用について、救急隊の労務管理に対する取組をヒアリングしたところ、主な取組としては、以下のとおりであった。

【事例】日勤帯の救急隊の運用

○福岡市消防局(福岡県)

特定の消防署で、再任用職員で構成される救急隊を編成しており、9 時から 17 時までの時間帯で 365 日、運用している。

平成 27 年救急・救助の現況によると、一日のうちで救急出動が多い時間帯は、午前 8 時から要請が増加し 10 時から 12 時までにピークに達し、その後、減少に転じるも 18 時から 20 時までは救急需要が多い状況である。（図表 3－2 参照）



図表 3－2 平成 27 年中 覚知時間別救急出動の状況

⑤その他

上記以外の取組についてあるものを示すと以下のとおり。

【事例】点数により救急隊員を交替 ○久慈広域連合消防本部(岩手県)

救急出場及び走行距離ごとに隊員に対し点数を付与し、1 当務内で点数の合計が一定水準に達した場合に救急隊員を交代

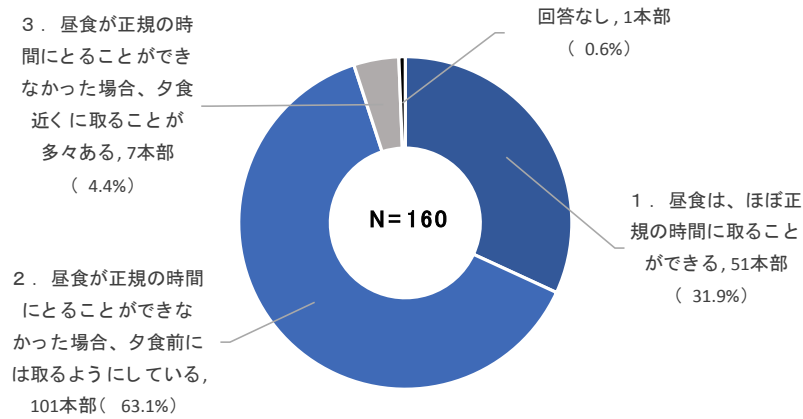
（基準）点数が 1 当務中 5 点に至った場合、救急隊員の交替を行う。

内 容	点 数
1 回の救急	1 点
50 km の運転	1 点

⑥食事時間や休憩時間の取組

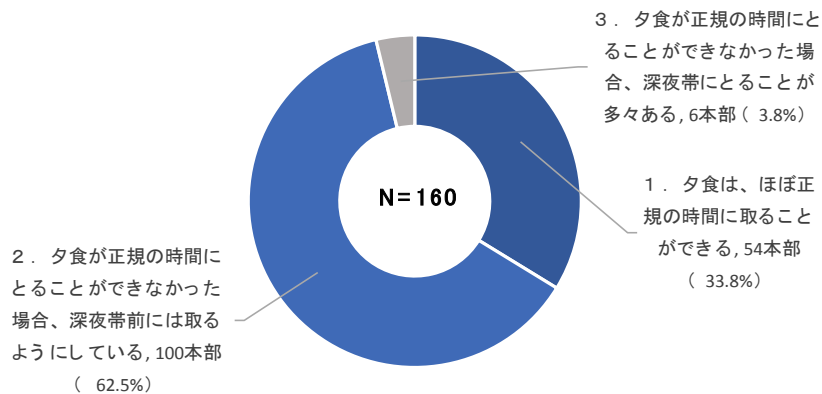
救急隊員の労務負担に対する取組を実施している 160 消防本部に対して、「救急隊が救急活動等で、正規の時間に食事時間が確保できているか」尋ねたところ、昼食、夕食ともに約 6 割の消防本部が正規の時間帯にとることができていないことが分かった。また、「救急隊が救急活動等で、正規の時間に食事時間や休憩時間について確保できなかった場合に、対策をとっているか」尋ねたところ、「救急隊員と他の隊員との乗り換え運用を行っている」が約 6 割超の回答で最も多く、次いで「連続した救急出場時に対策を講じている」が約 6 割弱の回答となっている。

図表 3－3 食事時間の確保状況（昼食）



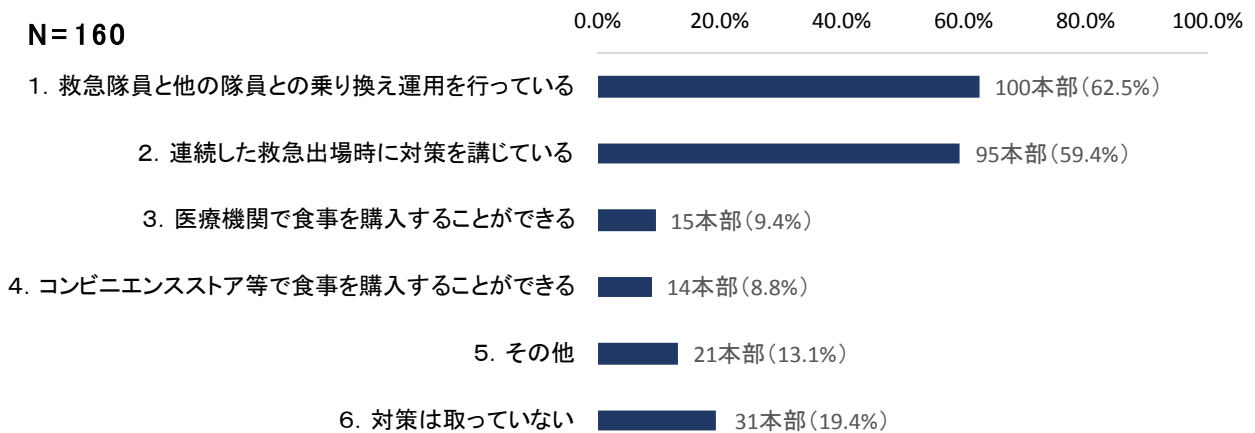
※小数点第二位の四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

図表 3－4 食事時間の確保状況（夕食）



※小数点第二位の四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

図表 3－5 救急活動等で正規の時間に食事時間や休憩時間について確保できなかった場合の取組



各取組について、主なものは以下のとおり。

【連続した救急出場時の対策】

【事例1】連続した救急出場時に休憩時間を確保

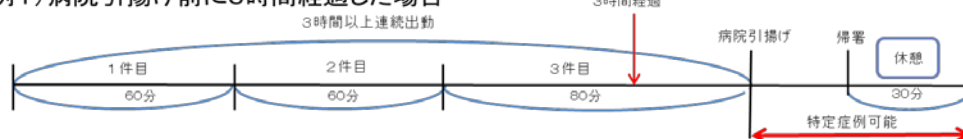
○札幌市消防局(北海道)

連続出動による長時間の緊張状態を緩和するとともに、事務処理、食事等を行う時間を確保する目的として、出動時間が3時間以上となった場合、帰署後30分の間は特定の症例のみ出動可能と設定することができる取組を始めている。

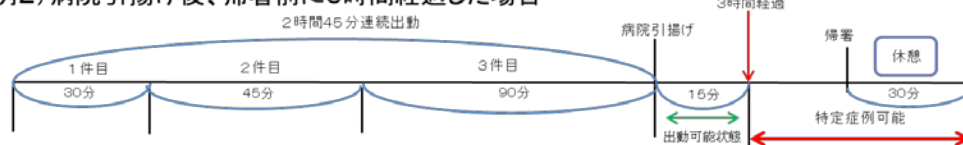
<特定症例可能設定の条件(例)>

- (1) 出動時間が3時間以上となった場合、帰署後30分の間まで設定可能
- (2) 消防指令管制センターに確認後、車両動態設定を「特定症例可能※」に設定する(救急事案多発時を除く)。

(例1) 病院引揚げ前に3時間経過した場合



(例2) 病院引揚げ後、帰署前に3時間経過した場合



※特定の症例とは、医師要請に該当するような症例

【医療機関での食事】

【事例2】医療機関の食堂等の借用など

○船橋市消防局(千葉県)

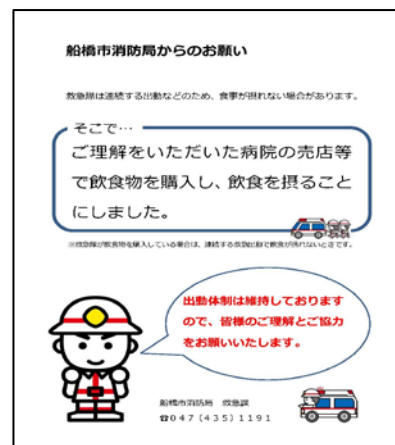
【船橋市消防局から病院への依頼 平成28年6月3日付け消防局長通知】

飲食物の購入等について(依頼)

平素から、当市消防行政の運営に関しましては、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市消防局における平成27年の救急出動件数は31,367件(前年比+1,100件)と過去最高を記録しました。このため救急隊員は連続する救急出動などで食事の時間帯が大幅に遅延し、適正な時間に食事が摂れない場合があります。この状況を改善するため、病院に救急搬送した後に売店等で飲食物を購入し、飲食を摂ることで対応したいと考えております。

つきましては、誠に恐縮に存じますが下記事項についてご理解とご協力をお願い申し上げます。



【主な内容】

1 飲食物の購入について

貴病院の売店や自動販売機で購入することがあります。

2 飲食場所の提供について

貴病院の職員が使用していない時間帯の職員用食堂等の借用をお願いいたします。なお、売店等で購入したものを飲食できればと思いますので、食堂以外でも結構ですのでお願いいたします。

3 「船橋市消防局からのお願い」の掲示について

貴病院の廊下等に掲示をお願いいたします。

【コンビニエンスストア等での食事】

【事例3】コンビニエンスストア等での食事等の購入

○東京消防庁(東京都)

東京消防庁においても、連続出場などにより、食事時間を経過した救急隊については、帰署（所）途上にコンビニエンスストア等を利用し食事を取ることができることとしている。（レスト タイム）

【実施要領】「救急隊員の食事等の対応について」

- 1 コンビニエンスストア等で食事等を行う場合は、感染防止衣、救急帽及び保安帽を着用しないこととします。
- 2 食事場所は、出場指令に対応できる次の場所とします。
 - （1） 帰署途上の他所属の消防署（所）
 - （2） 医療機関内に設置されている救急隊員の控え室
 - （3） コンビニエンスストア等の駐車可能な場所
 - （4） ファーストフード店内
- 3 食事等の時間について、勤務上の処理は休憩時間とし、帰署（所）後署隊本部に報告してください。

（２）女性救急隊員が働きやすい職場環境づくりについて

①女性職員の救急隊員の乗務状況

全国の消防本部で勤務する女性職員のうち、日勤業務を除くと、救急隊に乗務している女性職員の比率が高い。（下記参照）

全国の消防吏員数に占める女性比率割合（H29. 4. 1）

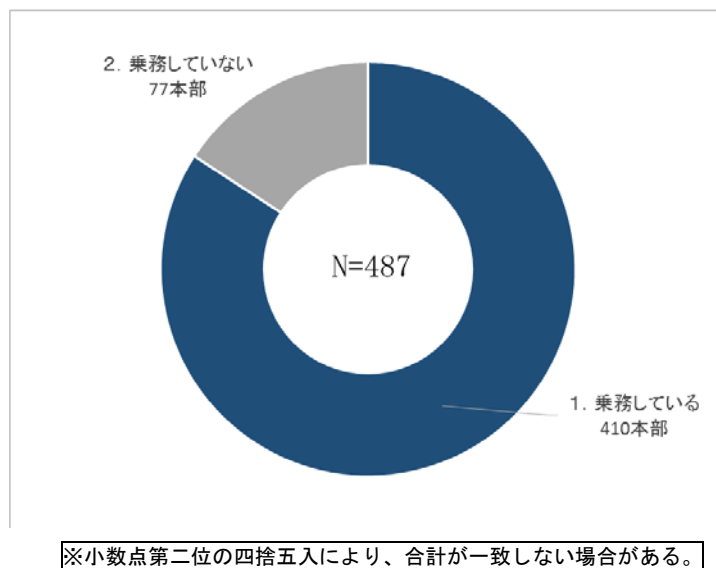
勤務別(人) 性別	全数	うち女性	比率
全数	162,068	4,236	2.6%
日勤者	34,151	2,247	6.6%
消防隊	70,805	665	0.9%
救急隊	29,363	967	3.3%
救助隊	13,679	4	0.0%
指揮隊	6,573	151	2.3%
その他	7,497	202	2.7%

注：乗務している職員は、主に従事している部隊で回答しており、他の調査と数字が合わない場合がある。

（平成29年4月24日「女性消防吏員の現況等に関する調査」の調査結果）

全国 732 消防本部に対しアンケート調査を実施したところ、女性職員が勤務している消防本部は 487 消防本部あり、うち、410 消防本部が女性職員を救急隊に乗務させているという回答であった。

図表 3－6 女性職員の救急隊員の乗務状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



一方で、平成 28 年 4 月 1 日現在（平成 28 年版救急・救助の現況）、全国女性消防吏員のうち、救急資格を有する女性消防職員は 2,693 名で、うち、何らかの理由で救急隊員として乗務していない女性消防職員は 1,494 名存在している。

これらの背景から、女性救急隊員が働きやすい職場環境づくりは必要である。

②女性救急隊員が働きやすい職場環境づくりに対するヒアリングの結果

女性救急隊員が働きやすい職場環境づくりについて、第26回全国救急隊シンポジウムの中を活用し、複数の消防本部職員に対しヒアリング調査を実施したところ、女性救急隊員に接した傷病者への印象や、救急業務を行う上で抱える不安など、現場の声を直接聞くことができた。

傷病者への印象

女性隊員の印象や口調

- 女性救急隊員の印象や口調によって、傷病者に対して安心感を与えている。

女性に対する観察や処置

- 女性救急隊員が女性に対する特有の症状等の聴取や分娩介助を実施することで、傷病者に対する観察や処置において安心感を与えている。

※搬送人員の約半数は女性（A消防本部データ）

小児に対する観察や処置

- 女性救急隊員が観察処置を実施することで、傷病者に対する観察や処置において安心感を与えている。

救急業務に関する不安感

体力等の不安

- 体格の大きい傷病者搬送時の困難性
- 加害事案や酩酊事案の対応

ライフイベント

- 現場からの長期離脱後、職場復帰の不安
- 子ども託児の問題

人事面

- 人事ローテーションにおける将来の不安
- 女性救急隊員経験者からの管理職が少ない

情報不足による不安

- 女性救急隊員として、どのようなキャリアアップが可能なのかが不明確
- 所属に、ライフイベントを経験している女性職員が少ないため、今後の課題や対応に不安
- 女性救急隊員として、退職まで現場活動している例を見聞きしたことが無いため、自らがいつまで活動できるかが不安
- 仕事と家庭の両立

③女性救急職員が働きやすい環境整備方策の紹介

前②のヒアリング結果や、女性隊員が乗務している 410 消防本部に対して行ったアンケートを基に、課題項目ごとの改善方策を以下のとおり紹介する。

項目	具体的な不安	取組等
体力等の不安	体格が大きい、重体重傷病者対応	救急資器材の取り扱い要領や、救急資器材以外の機材の活用など様々な取組を実施 ・ストレッチャーの昇降時に段階的に上げる工夫（図 1） ・介護用スライディングシートの活用の工夫（図 2） ・布担架による搬送時の工夫（図 3）
	加害事案や暴言暴行を行う危険性のある傷病者対応	救急隊長会議を実施し、性別によらず、救急活動における活動危険要因であることを組織として明確に認識する。
ライフイベント	出産・育児等による救急業務からの長期離脱後、職場復帰時の不安	長期離脱した職員が復帰する際の不安を軽減し復帰の後押しとなる体制を整備（図 4 横浜市消防局、図 5 東京消防庁の取組紹介）
	子どもの預け先	災害派遣時における一時的な託児に関する取組（図 6 他組織における取組紹介）
人事面	人事ローテーションにおける将来の不安	「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書（平成 27 年 7 月）」や「女性消防士の WORK+LIFE ガイドブック（総務省消防庁）」などの参照
	女性救急隊員経験者から管理職への登用	
情報不足による不安	女性救急隊員として何を目指したキャリアアップが可能なのかが不明確	
	出産や育児後の救急隊員復帰への不安	
	女性救急隊員としてどれくらいの年齢まで活躍できるのか不安	
	救急隊員と家庭を両立できるか不安	



(図1 ストレッチャーの昇降の工夫)



(図2 介護用スライディングシートの活用の工夫)



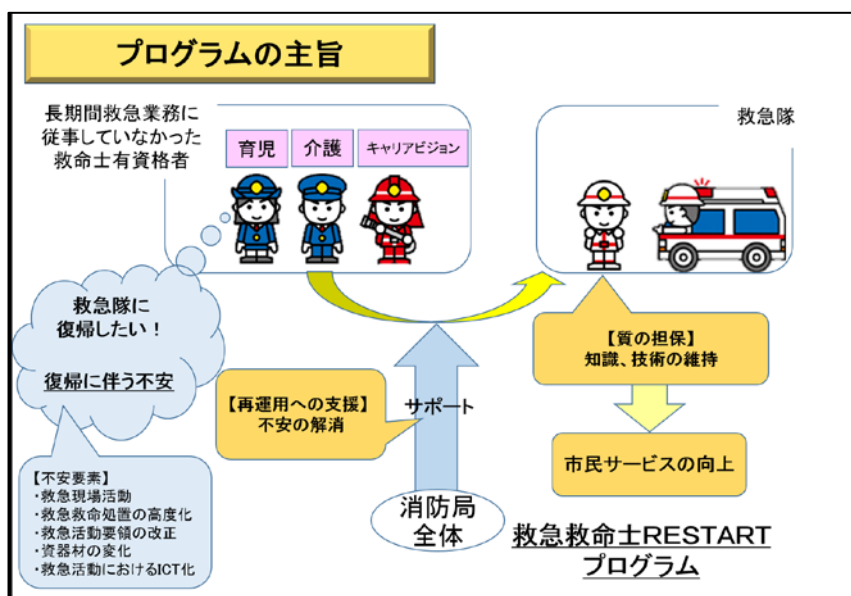
(図3 布担架による搬送時の工夫)



【事例】

長期間救急隊業務に従事していない救急救命士を再び運用するためのプログラム(リスタートプログラム)
○横浜市消防局(神奈川県)

育児や日勤業務により、長期間救急業務に従事していなかった救急救命士有資格者が、救急隊に復帰する際に、プロトコルの再確認や救急救命処置の手技確認など現場復帰に伴う不安を解消するため、消防局が全面的にサポートするプログラムとなっている。



(図4 リスタートプログラム：横浜市消防局)

【事例】一定期間4人目の救急隊員としての乗務

○東京消防庁(東京都)

育児休業期間を終了し職場復帰した職員など、長期間救急活動に従事していない救急隊員に対し、4人目の救急隊員として一定期間の教育を受けることが要綱で示されている。

東京消防庁救急業務等に関する規定事務処理要綱（抜粋）

第12 補充教養

1 (1)、(2)省略

(3) 救急技術の認定を受けた者のうち長期間救急活動に従事していない者に対する補充教養

ア 対象者

- (ア) おおむね2年以上救急隊員として救急活動に従事していない者
- (イ) 育児休業等の期間を終了し、救急活動に従事できるようになった者
- (ウ) その他所属長が必要と認める者

イ 訓練内容等

おおむね1月の間で所属長が必要と認める期間、別表第6の項目について訓練を行うものとする。

(図5 長期間救急活動に従事していない救急技術認定者に対する技能管理の推進について：東京消防庁)



(図6 緊急登庁時における子どもの一時預かり：平成29年版 防衛白書から抜粋)

(3) 今後の方向性

救急隊員の業務負荷の軽減については、全国の消防本部へのアンケート調査のほか、救急需要が多い都市部の消防本部へのヒアリング調査を実施した結果、救急出動件数が増える日勤帯のみ運用する救急隊など効果的な取組の実態を把握できた。引き続き、救急出動件数の多い都市部の消防本部に対しするヒアリング調査を継続し、労務管理の関する効果的な取組について検討していくとともに、これらを踏まえ、救急隊員の適正な労務管理の確保を図るため、対応策の検討促進を目的に発出した「救急隊員の適正な労務管理の確保に係わる検討について」(平成 17 年 10 月 7 日付け消防消 205 号・消防救 239 号通知)の改訂を検討していく。

女性救急隊員が活動しやすい方策としては、女性職員が勤務する消防本部へのアンケート調査に加え、複数消防本部の女性救急隊員から、座談会方式でヒアリング調査を行った。その中で、女性救急隊員が乗務し、男性だけの視点でなく、多様な視点でものごとを捉えることで、より良い救急業務が提供でき、住民の多様なニーズに対応できることがわかった。一方、体力等に関する不安のほか、ライフイベントによる生活環境の変化への不安や女性救急隊員として活躍していくための将来への不安など、情報不足による多くの不安を抱えていることがわかった。

女性救急隊員の不安については、消防で勤務する女性職員と共通するものが多いことから、「消防本部における女性消防吏員の活躍に向けた取組の推進について」(平成 27 年 7 月 29 日付け消防消第 149 号通知)に基づく取組を一層促進していく。体力等の不安など、主に救急隊員が抱える不安については、引き続き各消防本部の取組について情報収集し、共有することが重要である。